Sep.17.2026
M-12-1-003_v.1(J)

KOHOKU

湖北工業株式会社
指定化学物質管理リスト
リード端子

KOHOKU KOGYO CONFIDENTIAL

目次

1.	湖北工業株式会社指定化学物質管理リストの位置付け	P.3
2.	用語の定義	P.4
3.	含有禁止物質・要通知物質・適用除外リスト・参照法令に関する一覧表	
表1	禁止物質	P.5
表2	禁止物質：アゾ化合物の分解により発生してはならないアミンの一覧	P.9
表3	禁止物質：ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩および関連物質 (C9～C21) 別名:長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LCPFACs)	P.9
表4	禁止物質：包装材に関する追加要求事項	P.10
表5	禁止物質：SVHC 高懸念物質	P.10
表6	禁止物質：GADSLのP および D/P物質の禁止用途	P.10
表7	禁止物質：電池に関する基準	P.10
表8	禁止物質：化学物質の審査および製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質	P.10
表9	要通知物質	P.11
表10	要通知物質：REACH規則附属書XVII（制限物質）	P.13
表11	要通知物質：GADSLのD/P物質の禁止用途以外 および D物質	P.13
表12	適用除外リスト：EU RoHS 2011/65/EU	P.13
表13	適用除外リスト：EU ELV 2000/53/EC	P.13
表14	参照する法規制および業界標準	P.14
4.	改訂履歴表	P.15

1．湖北工業株式会社指定化学物質管理リストの位置付け

（1）目的

グリーン調達活動を円滑に推進するため、含有を禁止する物質および含有の把握が必要な物質を明確に定め、仕入れ先様に周知し法令順守および環境負荷低減を図ることを目的とします。

（2）適用範囲

湖北工業株式会社（以下、当社）が調達する材料、部品、包装材、副資材（以下、調達品）ならびにこれらの調達品を供給いただく仕入れ先様に適用します。

（3）保証書(KOHOKUKOGYO_LT.v.*_Form1) および 湖北工業株式会社 指定化学物質管理リスト リード端子_調査票 (KOHOKUKOGYO_LT.v.*_Form2)の提出について

当社は、本管理リスト改訂時もしくは適宜、含有確認のため仕入れ先様に提出をお願いし、確認を行います。
各提出書類の最新Formatにつきましては、当社ホームページよりダウンロード頂けます。

（4）本管理リスト改訂時の対応

国内外の各種法規制、社会的要求等の変化により、本管理リストを改訂することがあります。
改訂により、調達品が本管理リスト内容を満足しなくなったときは、速やかに当社購買窓口にご連絡をお願いします。

2. 用語の定義

指定化学物質

調達品において、含有の禁止や把握が必要と判断した化学物質。

禁止物質

指定化学物質のうち、調達品への含有を禁止する化学物質。意図的な使用を禁止し、当社が閾値を定めている場合は、不純物を含めた含有濃度が当社閾値未満であること。

要通知物質

当社内で制限している、含有情報の把握が必要な化学物質。

閾値

調達品の均質素材の部位に含まれる最大許容濃度。

均質素材

均質物質とは、複数の素材、部品等に分けられる調達品において、機械的に異なる材料に分解できない（実質的に均質な（homogeneous）部分）材料。

含有

調達品中に対象の化学物質が含まれること。

意図的使用

調達品において機能目的で特定の化学物質を添加し、含有すること。

不純物

天然素材中に含有し、工業用材料として製造過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない化学物質。

プラスチック

汎用プラスチック、エンジニアリングプラスチック、合成繊維、合成ゴム、インク、塗料、接着剤等、高分子を含むもの。（包装材を含む）

副資材

製造工程内で使用する部材、一部の消耗品等、当社製品（材料、半製品を含む）の輸送や保護に用いるもの。

3. 含有禁止物質・要通知物質・適用除外リスト・参照法令に関する一覧表

表1　禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位：ppm
1	ＰＣＢ、ＰＣＴおよびその代用品類	総称	全用途	
2	ＰＣＴ(ポリ塩化ターフェニル)	61788-33-8	全用途	
3	ＰＣＢ(ポリ塩化ビフェニル)	1336-36-3	全用途	
193	その他のＰＣＢ(ポリ塩化ビフェニル) ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	
4	モノメチルジブロモジフェニルメタン (DBBT)	99688-47-8	意図的使用を禁止	
5	モノメチルジクロロジフェニルメタン (Ugilec121/21)	81161-70-8	意図的使用を禁止	
6	モノメチルテトラクロロジフェニル	-	意図的使用を禁止	
7	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン (Ugilec141)	76253-60-6	意図的使用を禁止	
8	ＰＢＢ (ポリ臭化ビフェニル)	総称	全用途	10
9	ＰＢＤＥ (ポリ臭化ビフェニルエーテル)	総称	全用途	10
10	塩素化パラフィン類 (短鎖型塩化パラフィン)(SCCP, C10−13)	総称	意図的使用を禁止	900
11	塩素化パラフィン類 (中鎖型塩化パラフィン)(MCCP, C14-17)	85535-85-9 他	全用途	
12	その他のの塩素化パラフィン類	-	全用途	1000
13	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1 114-44-4	全用途	
14	分解により特定アミンを発生するアゾ化合物	表2参照	全用途	物質合計/30 ※人体に持続的に触れる 用途は使用禁止
15	塩化ビニルモノマー (クロロエチレン)	75-01-4	全用途	
16	ポリ塩化ビニル (PVC)およびその混合物	9002-86-2 25037-47-2 26793-37-3 他	全用途	1000
17	アスベスト類 (アスベスト入りタルク、エリオナイト等を含む)	総称	全用途	併行生産や製造設備からの 意図しない混入/付着も含めて 当該物質の含有を禁止する
18	特定の有機すず化合物 (トリフェニルすず類、トリブチルすず類)	総称	全用途	Sn換算/1000
19	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	56-35-9	全用途	
20	ジブチルスズ化合物	-	全用途	Sn換算/1000
21	ジオクチルスズ化合物	-	全用途	Sn換算/1000
22	その他の有機スズ化合物 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	5
23	水銀およびその化合物 (アルキル水銀化合物を含む)	総称	金属類	2
24	水銀およびその化合物 (アルキル水銀化合物を含む)	総称	包装材/表4参照	
25	水銀およびその化合物 (アルキル水銀化合物を含む)	総称	その他	2
26	カドミウムおよびその化合物	総称	金属類	20
27	カドミウムおよびその化合物	総称	包装材/表4参照	
28	カドミウムおよびその化合物	総称	その他	5
29	六価クロム化合物	総称	金属・金属皮膜	2
30	六価クロム化合物	総称	包装材/表4参照	
31	六価クロム化合物	総称	その他	2
32	鉛およびその化合物	総称	金属類	90
33	鉛およびその化合物	総称	包装材/表4参照	
34	鉛およびその化合物	総称	その他	20

表1　禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位：ppm
35	ホルムアルデヒド	50-00-0	全用途	気中濃度　0.05ppm 未満 気中濃度　0.062mg/m3 未満
36	シアン化合物 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	総称	全用途	
37	ビスフェノール A	80-05-7	全用途	
38	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル、DMF)	624-49-7	全用途	0.1
39	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	全用途	物質合計/50
40	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	全用途	物質合計/50
41	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7	全用途	物質合計/50
42	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5	全用途	物質合計/50
43	フタル酸ジイソノニル(DINP)	28553-12-0 68515-48-0	全用途	物質合計/50
44	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	26761-40-0 68515-49-1	全用途	物質合計/50
45	フタル酸ジノルマルオクチル(DNOP)	117-84-0	全用途	物質合計/50
46	フタル酸ジヘキシル(DnHP)	84-75-3	全用途	物質合計/50
47	フタル酸ジアミル　DnPP	131-18-0	全用途	物質合計/50
48	フタル酸ジシクロヘキシル　DCHP	84-61-7	全用途	物質合計/50
49	上記以外のフタル酸エステル類 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	総称	全用途	1000
50	赤リン、白リン	7723-14-0	全用途	
51	黄リン	12185-10-3	意図的使用を禁止	
52	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質	表8参照	全用途	
53	SVHC 高懸念物質	表5参照	全用途	含有を把握している場合は報告のこと ※分析報告書の提出を依頼する 場合があります
54	"GADSL Reference List"に掲載されたClassification(分類)が "P(禁止)"物質、および "D/P(申告／禁止)"物質のうち、 禁止用途に使われているもの	表6参照	全用途	GADSLに明記されていない限り、 1000ppm未満100ppm以上の 含有を把握している場合は報告のこと
55	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	全用途	
56	デクロランプラス(DP)	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	全用途	
57	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)類縁化合物	-	全用途	0.025
58	ペルフルオロオクタン酸の類縁化合物	-	全用途	0.025
59	有機フッ素化合物　ペルフルオロヘキサン酸とその塩類(PFHxA)	307-24-4 他	全用途	
60	ペルフルオロアルキルカルボン酸(PFCAs)C9-C14 とその塩および関連物質	-	全用途	C9-C14 PFCAsとその塩の合計で 成形品や混合物中の25ppb以上の 含有を禁止C9-C14 PFCA関連物質 または、それらの組み合わせで 成形品や混合物中の 260ppb以上の含有を禁止
61	炭素数 15から21 のペルフルオロカルボン酸(C15-C21　PFCA)と その塩およびC15-C21 PFCA 関連物質 (別名:炭素数 15から21 のパーフルオロカルボン酸(C15-C21　PFCA)と その塩および C15-C21 PFCA 関連物質)	-	全用途	
62	ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩および関連物質　(C9～C21) 別名:長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LCPFACS) ※関連物質の具体例は別表参照(例示であり、網羅ではありません)	表3参照	全用途	

表1　禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位：ppm
63	ベルまたはポリフルオロアルキル化合物とそれらの塩類 (PFAS*) ※ここで規制・定義するPFAS類はOECD(経済協力開発機構)および 米国EPA(環境保護庁) が定義するPFAS類とする。 フッ素ポリマーもPFAS類に該当することに注意する。	-	全用途	
64	4-ニトロジフェニルおよびその塩	92-93-3	全用途	
65	ベンジジンおよびその塩	-	意図的使用	
66	ベンゼン	71-43-2	全用途	
67	ベリリウムおよびその化合物 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	7440-41-7 他	全用途	
68	酸化ベリリウム	1304-56-9	全用途	5
69	ひ素	7440-38-2	全用途 ※半導体、銅箔 はんだ用途を除く	50
70	三酸化二砒素	1327-53-3	全用途 ※半導体、銅箔 はんだ用途を除く	50
71	五酸化二砒素	1303-28-2	全用途 ※半導体、銅箔 はんだ用途を除く	50
72	その他のひ素化合物	-	合金中のひ素	1000
194	その他のひ素化合物	-	木工製品、塗料	500
195	その他のひ素化合物	-	上記を除く全用途 半導体を除く	50
73	ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾ―パラージオキシン	-	全用途	
74	ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾフラン	-	全用途	
75	ダイオキシン類 コプラナーポリ塩化ビフェニル	-	全用途	
196	その他のダイオキシン類 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	2
76	塩素化エーテル類 クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	全用途	
77	ベンゾトリクロライド	98-07-7	全用途	
78	アジ化ナトリウム	26628-22-8	全用途	
79	ヘプタクロル	76-44-8	意図的使用を禁止	
80	放射性物質	-	全用途	
81	塩化コバルト	7646-79-9	全用途	
82	炭酸コバルト(Ⅱ)	513-79-1	全用途	
83	酢酸コバルト(Ⅱ)	71-48-7	全用途	
84	硝酸コバルト(Ⅱ)	10141-05-6	全用途	
85	硫酸コバルト(Ⅱ)	10124-43-3	全用途	
197	特定のコバルトおよびその化合物/上記以外のコバルト化合物	-	全用途	
86	2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1- (4-クロロフェニル)エタノール[ジコホル]	10606-46-9	意図的使用を禁止	
87	ピグメントバイオレット29	81-33-4	意図的使用を禁止	
198	α,α-ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]-4-(フェニルアミノ)- 1-ナフタレンメタノール	6786-83-0	全用途	1000
89	天然ゴム	-	全用途	

表1　禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位：ppm
90	フッ素系温室効果ガス(HFC,PFC,SF6等)	-	全用途	
91	メタノール	67-56-1	意図的使用を禁止	
92	n-ヘキサン	110-54-3	全用途	
93	トルエン	108-88-3	意図的使用を禁止	
94	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン (メトキシクロル)	72-43-5	全用途	
95	芳香族アミン化合物 N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2，4，4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)	68921-45-9	全用途	
199	芳香族アミン化合物 アニリンおよびその化合物	106-47-8 25214-70-4 62-53-3	全用途	30
200	その他の芳香族アミン化合物	-	全用途	
96	酸化エチレン	75-21-8	全用途	
97	トレオスルファン	299-75-2	全用途	
98	りん系難燃剤 トリス-1-アジリジニルホスフィンオキシド	545-55-1	全用途	
201	その他のりん系難燃剤 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	1000
99	ハロゲン/ハロゲン化合物 （ただし有機臭素化合物・有機塩素化合物のみ)	-	全用途	Br:900ppm未満、Cl:700ppm未満 且つその合計1000ppm未満
202	ハロゲン系高分子材料 ハロゲン系ゴム・樹脂	-	全用途	
203	ハロゲン化物を含有するプラスチック材料	-	全用途	5
204	ハロゲン化ナフタレン ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上のものに限る。)	-	全用途	
205	その他のハロゲン化ナフタレン ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	
100	アミン類 2、2'、2''-ニトリロトリエタノールトリエタノールアミン	102-71-6	全用途	
206	その他のアミン類 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと		全用途	
101	フェニレンジアミンおよびその塩	25265-76-3 他	全用途	
102	過塩素酸塩類 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	0.006
103	アルキルフェノール類クレゾール/フェノールメチル	1319-77-3	全用途	
104	アルキルフェノール類クレゾール/フェノール 2-メチル	95-48-7	全用途	
105	アルキルフェノール類クレゾール/フェノール 3-メチル	108-39-4	全用途	
106	アルキルフェノール類クレゾール/フェノール 4-メチル	106-44-5	全用途	
207	その他のアルキルフェノール類 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	
107	アンチモン	7440-36-0	全用途	含有量:350ppm,溶出量:60ppm
108	三酸化アンチモン	1309-64-4	全用途	含有量:350ppm,溶出量:60ppm
109	異性体を混合したメチレンジフェニルジイソシアネート MDI	26447-40-5	全用途	
110	4,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート	101-68-8	全用途	
111	トルエンジイソシアネート2,4-TDI/2,6-TDIの混合品	26471-62-5	全用途	
112	2,4-TDI：2,4-トルエンジイソシアネート	584-84-9	全用途	
113	2,6-TDI：2,6-トルエンジイソシアネート	91-08-7	全用途	

表1　禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位：ppm
114	ヘキサメチレンジイソシアナート (HDI)	822-06-0	全用途	
115	N-フェニルベンゼンアミン	122-39-4	全用途	
116	スチレン	100-42-5	全用途	
117	リン化インジウム	22398-80-7	全用途	
208	リン化アルミニウム	20859-73-8	全用途	1000
118	シクロヘキサン	110-82-7	全用途	
119	無機アンモニウム塩	-	全用途	
120	ミネラルオイル MOSH：飽和炭化水素鉱物油 MOAH：芳香族炭化水素鉱物油	-	梱包材	
121	N,N-ジメチルホルムアミド(DMF,DMFA)	68-12-2	全用途	
122	REACH規則　附属書17制限物質	-	法規制用途に限る	
123	ニッケルおよびその化合物	7440-02-0 他	人体に持続的に 触れる用途	0.2μg/㎠/週
124	セラミック繊維類 アルミノシリケート、耐火セラミック繊維 ジルコニアアルミノシリケート、耐火セラミック繊維　含む	-	全用途	
125	ペンタクロロフェノール(PCP)又はその塩若しくはエステル	87-86-5	全用途	1000
209	その他のポリ塩化フェノール類(PCP)およびその塩 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	5
126	アルキレングリコールエーテルおよびそのアセテート類 エチレングリコールモノエチルエーテル(2-エトキシエタノール)	110-80-5	全用途	
127	アルキレングリコールエーテルおよびそのアセテート類 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	111-15-9	全用途	
128	アルキレングリコールエーテルおよびそのアセテート類 エチレングリコールモノメチルエーテル(2-メトキシエタノール)	109-86-4	全用途	
129	アルキレングリコールエーテルおよびそのアセテート類 エチレングリコールモノメチルアセテート	110-49-6	全用途	
130	1-ブロモプロパン	106-94-5	意図的使用を禁止	
131	1,4-ジオキサン	123-91-1	意図的使用を禁止	
132	N-メチルピロリドン(NMP)	872-50-4	意図的使用を禁止	
133	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	25973-55-1	全用途	
134	ポリ(オキシエチレン)ノニルフェニルエーテル	9016-45-9 他	全用途	1000
135	アルキル フェノール類/ノニルフェノール	25154-52-3	全用途	1000
136	マスクキシレン	81-15-2	全用途	
137	2,4-ジニトロトルエン　2,4-DNT	121-14-2	全用途	
138	リフラクトリーセラミックファイバー	142844-00-6	全用途	
192	ビスフェノールAF	1478-61-1	全用途	
210	ハロゲン化芳香族化合物 (例：クロロベンゼン、1,4-ジクロロベンゼン、ヘキサクロロベンゼン) ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	
211	アンモニア、アンモニウム化合物 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	
212	結晶質シリカ(石英・クリストバライト・トリディマイト)	14464-46-1 他	全用途	1000
213	イソシアネート	3173-72-6 4098-71-9 4098-71-9	全用途	1000
214	ブロモ酢酸エステル類	-	全用途	50

表1　禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位：ppm
215	抗菌・殺生物物質 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	
216	農薬(ＤＤＴ，トキサフェン等)有機塩素系農薬・有機りん系農薬 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	
217	ナノマテリアルズ(粒径：1nm～100nm) ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	
218	ポリ臭素化ターフェニル類(PBTs) (例：Dodecabromoterphenyl、4,4'-Dibromo-p-terphenyl) ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	10
219	特定亜鉛化合物(例：酸化亜鉛、塩化亜鉛、亜鉛化テルル) ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	1000
220	テルリウムおよびその化合物(例：テルル化亜鉛、二酸化テルル) ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	1000
221	テトラブロモフェノールA-カーボネイト	156042-31-8	全用途	1000
222	テトラブロモビスフェノールAジグリシジルエーテル	68928-70-1	全用途	1000
223	DODMAC/DSDMAC	107-64-2		
224	DHTDMAC	61789-80-8		
225	DTDMAC	68783-78-8	全用途	1000
226	塩素化炭化水素類(例：クロロプレン、塩化ベンジル、クロロ酢酸) ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	1000
227	ホウ素およびその化合物(例：ホウ酸、四ホウ酸ナトリウム) ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	1000
228	N-ニトロソアミンおよびその塩 (例：N-ニトロソジエチルアミン、N-ニトロソモルホリン) ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	1000
229	エチレングリコールエーテル類(例：DEGBE、DEGME、メトキシエタノール) ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	
230	0.3%以上のジヘキシルフタレート(EC No. 201-559-5)を含む、 1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6～10-アルキルエステル 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステル	68515-51-5 68648-93-1	全用途	1000
231	1-(4-クロロフェニル)-1-(2-クロロフェニル)-2,2,2-トリクロロエタン	789-02-6	全用途	1000
232	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	96-23-1	全用途	1000
233	1,3-ブタジエン	106-99-0	全用途	1000
234	2-(2-アミノエチルアミノ)エタノール	111-41-1 61791-44-4	全用途	
235	2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8	全用途	
236	2-ナフチルアミンおよびその塩	-	ゴム製品、インク、染料	1000
237	2-ニトロベンズアルデヒド	552-89-6	全用途	1000
238	3-メチルシクロペンタデカノン	541-91-3	全用途	
239	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと 1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物 (液状のものに限る)(ビスフェノールA型エポキシ樹脂)	25068-38-6	全用途	1000
240	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	83712-44-1	全用途	1000
241	4-ニトロジフェニルアミンおよびその塩	836-30-6 他	全用途	
242	4-ビニルシクロヘキセン	100-40-3	全用途	1000
243	5-sec-ブチル-2- (2,4-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン 5-sec-ブチル-2- (4,6-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン (各異性体のすべて、あるいは、それらの組合せのすべてが対象)	-	全用途	1000
244	Methoxsalen	298-81-7	全用途	1000
245	N,N'-ジ(ｏ-トリル)-1,4-ベンゼンジアミン	15017-02-4	全用途	

表1　禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位：ppm
246	N-Isopropyl-N'-phenyl-p-phenylenediamine (IPPD)	101-72-4	全用途	
247	n -テトラデカン	629-59-4	全用途	1000
248	N-メチルホルムアミド	123-39-7	全用途	1000
249	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	103-23-1	全用途	
250	イソブタン	75-28-5	全用途	
251	イソプレン	78-79-5	全用途	1000
252	エチルアクリレート	140-88-5	全用途	
253	エチルベンゼン	100-41-4	全用途	1000
254	エチレンベースグリコールエーテル/エチレングリコール	107-21-1	全用途	1000
255	エンドスルファン	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	全用途	1000
256	オキサロニトリル	460-19-5	全用途	
257	ガラス繊維強化プラスチック(GFRP)	-	全用途	
258	ガリウムおよびその化合物	-	全用途	1000
259	キシレン	1330-20-7	全用途	1000
260	クメン	98-82-8	全用途	1000
261	グラスウール	-	全用途	
262	クロトンアルデヒド	4170-30-3 123-73-9 15798-64-8	全用途	
263	クロロ酢酸メチル	96-34-4	全用途	
264	シクロドデカン	294-62-2	全用途	1000
265	シクロペンタン	287-92-3	全用途	
266	シマジン	122-34-9	全用途	
267	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト	13171-21-6	全用途	1000
268	セレンおよびその化合物	7782-49-2 他	全用途	1000
269	チオベンカルブ	28249-77-6	全用途	
270	チタン酸カリウム	-	全用途	
271	チラウム(テトラメチルチウラムジスルフィド)	137-26-8	全用途	1000
272	トリクロサン	3380-34-5	全用途	10
273	トリフルオロアミン	753-90-2	全用途	
274	ニトロフェン	1836-75-5	全用途	1000
275	バリウムおよびその化合物	–	全用途	1000
276	ピクリン酸	88-89-1	全用途	10
277	ビフェニル	92-52-4	全用途	1000
278	フェノールおよびその化合物	108-95-2 他	全用途	50mg/L
279	フルオロアセトアミド	640-19-7	全用途	
280	ペルフルオロノナン酸	375-95-1 21049-39-8 4149-60-4	全用途	1000
281	ベンゾフェノン	119-61-9	全用途	20
282	ポリテトラフルオロエチレン	9002-84-0	全用途	1000
283	ポリ塩化ビニリデン	9002-85-1	全用途	
284	マグネシウムおよびマグネシウム合金	-	全用途	1000

表1　禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位：ppm
285	マンガンおよびその化合物	-	全用途	1000
286	亜硝酸化合物および硝酸化合物	-	全用途	
287	三弗化窒素	7783-54-2	全用途	
288	酸化スチレン	96-09-3	全用途	1000
289	水酸化テトラメチルアンモニウム	75-59-2	全用途	
290	発泡スチロール (EPS)	-	包装部材	
291	硫化水素	7783-06-4	全用途	1000
292	メチル=2-(アクリロイルアミノ)-2-メトキシアセタート	77402-03-0	全用途	1000
293	芳香物質3',5'-ジニトロ-2',6'-ジメチル-4'-tert-ブチルアセトフェノン(ムスクケトン)	81-14-1	全用途	50
294	アクリロニトリル	107-13-1	全用途	1000
295	パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩類	335-67-1 他	全用途	5
296	エピクロロヒドリン	106-89-8	全用途	1000
297	ビス(2-クロロエチル)スルフィド	505-60-2	全用途	1000
298	フルオロ酢酸およびその塩	144-49-0 62-74-8 他	全用途	1000
299	フッ素およびその化合物	-	全用途	
301	10,15-ジヒドロ-5H-トリベンゾ[a,f,k]トリンデン	548-35-6	全用途	
	オゾン層破壊物質 (No.139～No.143,302)	-	-	
139	特定ハロン 、特定フロン (CFC,HCFC,HBFC)	-	全用途	
140	臭化メチル (ブロモメタン)	74-83-9	全用途	
141	ブロモクロロメタン	74-97-5	全用途	
142	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	全用途	
143	四塩化炭素	56-23-5	全用途	
300	その他のオゾン層破壊物質 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	
	臭素系難燃剤 (No.146～No.150)	-	-	
146	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)およびすべての主要ジアステレオ異性体	25637-99-4 他	全用途	5
147	デカブロモジフェニルエタン　(DBDPE)	84852-53-9	全用途	5
148	テトラブロモビスフェノールA	79-94-7	全用途	
149	TBBP-A-bis	21850-44-2	全用途	
150	上記以外の臭素系難燃剤 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	
	多環芳香族炭化水素 (PAHs) (No.151～No.159)	-	-	
151	ベンゾ(a)ピレン	50-32-8	人の皮膚や口腔に直接かつ 長期間もしくは短時間に 繰り返し接触する ゴム、もしくは プラスチック部品が対象	1ppm未満/PAH合計5ppm
152	ベンゾ(e)ピレン	192-97-2		
153	ベンゾ(a)アントラセン	56-55-3		
154	クリセン	218-01-9		
155	ベンゾ(b)フルオランテン	205-99-2		
156	ベンゾ(j)フルオランテン	205-82-3		
157	ベンゾ(k)フルオランテン	207-08-9		
158	ジベンズ(a,h)アントラセン	53-70-3		

表1　禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位：ppm
159	上記以外の多環芳香族炭化水素 (PAHs) ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	総称		
	塩素系難燃剤 (No.160～No.163,165)	-	-	
160	トリス(2-クロロエチル)=ホスファート(TCEP)	115-96-8	全用途	900
161	トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート(TCPP)	13674-84-5	全用途	900
162	トリス(2,3-ジクロロプロピル)ホスフェイト(TDCPP)	78-43-3	全用途	900
163	トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート(TDCPP)	13674-87-8	全用途	900
165	その他の塩素系難燃剤 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	900
	有機リン化合物 (No.166～No.180)	-	-	
166	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)	68937-41-7	全用途	
167	ポリリン酸アンモニウム	68333-79-9	全用途	
168	リン酸トリス(2-ブトキシエチル)	78-51-3	全用途	
169	リン酸トリス(2-エチルヘキシル)	78-42-2	全用途	
170	リン酸トリフェニル	115-86-6	全用途	
171	メチルホスホン酸ジメチル	756-79-6	全用途	
172	エチルホスホン酸ジエチル	78-38-6	全用途	
173	(1,3-フェニレンジオキシ)ビス(ホスホン酸ジフェニル)	57583-54-7	全用途	
174	環状リン酸エステル	61840-22-0	全用途	
175	[[ビス(2-ヒドロキシエチル)アミノ]メチル]ホスホン酸ジエチル	2781-11-5	全用途	
176	リン酸クレジルジフェニル	26444-49-5	全用途	
177	リン酸ジフェニル-オクチル	115-88-8	全用途	
178	リン酸トリオクチル	1806-54-8	全用途	
179	リン酸トリエチル	78-40-0	全用途	
180	クロルピリホス	2921-88-2	全用途	
	塩素系有機溶剤 (No.181～No.191)	-	-	
181	クロロホルム	67-66-3	全用途	1000
182	1,1-ジクロロエチレン(別名　ビニリデンクラオライド)	75-35-4	全用途	10
183	ジクロロメタン(別名　二塩化メチレン)	75-09-2	全用途	1000
184	1,2－ジクロロエタン(別名　二塩化エチレン)	107-06-2 75-34-3	全用途	
185	テトラクロロエチレン(別名　パークロロエチレン)	127-18-4	全用途	
186	トリクロロエチレン	79-01-6	全用途	
187	1,1,2－トリクロロエタン	79-00-5	全用途	
188	1,2－ジクロロエチレン	156-59-2	全用途	
189	1,3-ジクロロプロペン	542-75-6	全用途	
190	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	87-68-3	全用途	
191	その他の塩素系有機溶剤 ※含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-	全用途	

*1　化学物質名称は一例であり、別の名称等も存在し、すべての情報を記載しているわけではありません。

表2　禁止物質：アゾ化合物の分解により発生してはならないアミンの一覧

物質名 *1	CAS No.
4－アミノジフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2
2-ナフチルアミン	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	97-56-3
5－ニトロ－ｏ－トルイジン　（2-アミノ-4-ニトロトルエン）	99-55-8
ｐ-クロロアニリン	106-47-8
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
4,4'-ジアミノジフェニルメタン、（4,4-メチレンジアニリン）	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
3,3'-ジメチル-4,4-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
p-クレシジン（ 6－メトキシ－ｍ－トルイジン）	120-71-8
4,4'-メチレン－ビス-（2-クロロアニリン）	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
4,4'-チオジアニリン	139-65-1
o-トルイジン	95-53-4
2,4-トルエンジアミン	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
o-アニシジン、（3,3-ジメトキシベンジジン、ジアニシジン）	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
2,6-ジメチルアニリン　/　2,6-キシリジン	87-62-7
2,4-ジメチルアニリン　/　2,4-キシリジン	95-68-1
その他 アゾ化合物の分解により発生してはならないアミン 含有時は該当物質のCAS №を申告のこと	-

表3　禁止物質：ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩および関連物質 (C9～C21)
別名:長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LCPFACs) *例示であり、網羅ではありません

物質名 *1	CAS No.
パーフルオロオクチルヨージド	507-63-1
1,1,2,2-テトラヒドロヘプタデカフルオロデカノール	678-39-7
1H,1H,2H,2H-パーフルオロドデカン-1-オール	865-86-1
1H,1H,2H,2H-パーフルオロデシルヨージド	2043-53-0
よう化1H,1H,2H,2H-パーフルオロドデシル	2043-54-1
アクリル酸1H,1H,2H,2H-パーフルオロドデシル	17741-60-5
アクリル酸1H,1H,2H,2H-ヘプタデカフルオロデシル	27905-45-9
1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12- ペンタコサフルオロ-14-ヨードテトラデカン	30046-31-2
3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14- ペンタコサフルオロテトラデカン-1-オール	39239-77-5
3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14, 15,15,16,16,16-ノナコサフルオロヘキサデカン-1-オール	60699-51-6
1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12, 13,13,14,14-ノナコサフルオロ-16-ヨードヘキサデカン	65510-55-6
ナトリウム；2-メチルプロパン-1-スルホン酸	68187-47-3
1,1,2,2-テトラヒドロペルフルオロアルキル(C8-C14)アルコール	68391-08-2
アクリルアミド	70969-47-0
ケイ酸ナトリウムとクロロトリメチルシランと3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9, 10,10,10-ヘプタデカフルオロ-1-デカノールとの反応生成物	125476-71-3
チオール, C4-20、γ-オメガ-パーフルオロ、アクリルアミドとアクリル酸のテロマー、ナトリウム塩	1078712-88-5
1-プロパナミニウム、3-アミノ-N-（カルボキシメチル）-N、N-ジメチル-、 N-(2-((ガンマ-オメガ-ペルフルオロ-C4-20-アルキル) チオ) アセチル) 誘導体、内部塩	1078715-61-3
ポリフルオロアルキルベタイン	-
変性フルオロアルキルウレタン	-
過フッ素化ポリアミン	-
その他 ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩および関連物質 (C9～C21) 別名:長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LCPFACs) 含有時は該当物質のCAS Noを申告のこと	-

表4　禁止物質：包装材に関する追加要求事項

物質名 *1	閾値	用途および対象
カドミウム、六価クロム、鉛、水銀　*2	4重金属合計 50ppm未満	包装材用 ※製品を配送・保護、識別するための材料 トレイ、リール、スティック、袋、緩衝材、 ステプラー、 シート、ラップ、段ボール、 テープ、結束バンド、ラベル、 印刷インク、 塗料など

*2　包装材料を構成するプラスチック（ゴムを含む）の部位については、カドミウムの許容濃度を 5ppm未満とする。」記載は必須であり、包装材以外の表記を要検討する。

表5　禁止物質：SVHC 高懸念物質

物質名 *1	閾値	用途および対象
REACH規則より Candidate List に掲載されたSVHC（高懸念物質） ECHA（欧州化学品庁）のホームページより最新情報を参照 https://echa.europa.eu/candidate-list-table	1000ppm未満 （100ppm以上の含有を 把握している場合は 報告のこと）	全ての用途

表6　禁止物質：GADSLのP および D/P物質の禁止用途

物質名 *1	閾値	用途および対象
"GADSL Reference List" *3 に掲載された分類が、 "P（禁止）"物質 "D/P（申告／禁止）"物質のうち、禁止用途に使われているもの GADSL Webサイト"GADSL Reference List"最新情報を参照 http://www.gadsl.org	明記されていない限り 1000ppm未満 （100ppm以上の含有を 把握している場合は 報告のこと）	全ての用途

*3 Global Automotive Stakeholder Group（GASG）が定める「Global Automotive Declarable Substance List（GADSL）」に掲載されている化学物質

表7　禁止物質：電池に関する基準

物質名 *1	許容濃度(ppm)	適用
カドミウム	禁止	Ni-Cd電池
	10	マンガン電池、アルカリ電池、 ニッケル水素　Ni-MH　二次電池 ※ボタン形電池を除く
	20	上記以外の電池
鉛	40	アルカリマンガン電池 ＊ボタン形電池を除く
	1000	マンガン電池，アルカリマンガンボタン形電池
	2000	上記以外の電池
水銀	1	電池製品へ意図的に添加、又は 水銀の重量比として
	5	均質材料中の水銀重量比

・電池、電池パックは各国の指令・法律に従って対応し、必要に応じて報告を行うこと　※引用規格：EU 2006/66/EC

表8　禁止物質：化学物質の審査および製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質

物質名 *1	閾値	用途および対象
難分解性、高蓄積性および長期毒性又は高次捕食動物への 慢性毒性を有する化学物質 経済産業省のホームページより最新情報を参照 第一種特定化学物質（METI/経済産業省）	含有なきこと	

*1　化学物質名称は一例であり、別の名称等も存在し、すべての情報を記載しているわけではありません。

表9　要通知物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	用途および対象
2	銅	7440-50-8	全用途
3	オーラミン（ベーシックイエロー2）	2465-27-2 492-80-8	全用途
6	ニトロソアミド類	総称	全用途
7	ニトロソアミン類	総称	全用途
14	β－プロピオラクトン	57-57-8	全用途
15	アセトアルデヒド	75-07-0	全用途
18	ひ素	7440-38-2	半導体、銅箔 はんだ用途
19	ベリリウム	7440-41-7	全用途
23	アンチモンおよびその化合物、但し、表１を除く	-	全用途
24	ビスマス及びその化合物/ビスマス	7440-69-9 他	全用途
26	o-キシレン	95-47-6	全用途
27	p-キシレン	106-42-3	全用途
28	m-キシレン	108-38-3	全用途
29	セレンおよびその化合物	7782-49-2	全用途
33	ビスフェノールF	620-92-8	全用途
34	その他　ビスフェノール	-	全用途
35	ビスフェノールA エピクロロヒドリンエポキシ樹脂（数平均分子量　≤700）	25068-38-6 他	全用途
36	発泡スチロール　EPS	-	包装材を除く用途
37	ニッケルおよびその化合物	7440-02-0 他	表-1記載用途以外の 全用途
38	ソルベントナフサ	64742-88-7 他	全用途
39	ストッダート溶媒	8052-41-3	全用途
40	カーボンブラック	1333-86-4	全用途
41	オクタメチルシクロテトラシロキサン（D4）	556-67-2	全用途
42	デカメチルシクロペンタシロキサン（D5）	541-02-6	全用途
43	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン（D6）	540-97-6	全用途
44	トリメトリット酸　無水物	552-30-7	全用途
47	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5	全用途
48	二臭化エチレン	106-93-4	全用途
50	1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロ-4,6,6,7,8,8-ヘキサメチルシクロペンタ[g] -2-ベンゾピラン（HHCB）	1222-05-5	全用途
51	無水フタル酸	85-44-9	全用途
52	アルミノシリケート、耐火物セラミック繊維	-	全用途
53	ジルコニアアルミノシリケート、耐火物セラミック繊維	-	全用途
54	金属カルボニル類	総称	全用途
55	タール油／コールタール	- /8007-45-2	全用途

表9　要通知物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	用途および対象
56	過塩素酸塩	7601-90-3	全用途
58	ジフェニルエーテルオクタブロモ誘導体 C12H2Br8O	総称	全用途
61	2,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート	5873-54-1	全用途
62	2,2'-メチレンジフェニルジイソシアネート	2536-05-2	全用途
63	硝酸アンモニウム(AN)	6484-52-2	全用途
64	REACH規則附属書XVII（制限物質）	表10参照	全用途
65	"GADSL Reference List"に掲載されたClassification（分類）が "D/P（申告・禁止）"の物質のうち、禁止用途以外に使われるもの "D（申告）"の物質	表11参照	全用途
71	シリコンまたはその関連化合物	7440-21-3 他	全用途
72	可塑剤 樹脂系材料へ「可塑性・柔軟性」を高め、「脆性の低減」を目的として意図的に使用される物質全般を指す(フタル酸エステルは禁止物質で規制)	-	接着剤,コーティング剤,プラスティック
73	ポリ臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフラン	-	全用途

*1 化学物質名称は一例であり、別の名称等も存在し、すべての情報を記載しているわけではありません。

表10　要通知物質：REACH規則附属書XVII（制限物質）

物質名	閾値	用途および対象
REACH規則附属書XVII（制限物質） ECHA（欧州化学品庁）のホームページより最新情報を参照 https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach	法律要求に準じる	個別の物質毎に規定される制限用途による

表11　要通知物質：GADSLのD/P物質の禁止用途以外 および D物質)

物質名	閾値	用途および対象
GADSL Reference List"に掲載された分類が、 "D/P（申告／禁止）"物質のうち、禁止用途以外で使われているもの "D（申告）"物質 GADSL Webサイト"GADSL Reference List"最新情報を参照 http://www.gadsl.org	100ppm以上の含有を 把握している 場合は報告のこと	全ての用途

表12　適用除外リスト：EU RoHS 2011/65/EU

適用法令	適用除外	URL
EU RoHS 2011/65/EU	Annex III	http://ec.europa.eu/environment/ waste/rohs_eee/legis_en.htm

表13　適用除外リスト：EU ELV 2000/53/EC

適用法令	適用除外	URL
ELV 2000/53/EC	Annex II	http://ec.europa.eu/environment/ waste/elv/legislation_en.htm

表14　参照する法規制および業界標準

適用法令	参考URL
日本化学物質の審査および製造等の規制に関する法律（化審法）第1種特定化学物質リスト	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/substance_list.html
POPs 条約	https://www.pops.int/
米国 有害物質規制法（Toxic Substances Control Act：TSCA）	https://www.epa.gov/tsca-inventory
ＥＵ ＥＬＶ指令 2000/53/EC およびその改正((EU)2016/774)	http://ec.europa.eu/environment/waste/elv/index.htm
ＥＵ ＲｏＨＳ指令 2011/65/EU およびその改正((EU) 2015/863)	http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/index_en.htm
ＥＵ ＰＯＰｓ規則 (EC) No 850/2004　ANNEX Ⅰ	https://echa.europa.eu/list-of-substances-subject-to-pops-regulation
ＥＵ ＲＥＡＣＨ規則 (EC) No 1907/2006（ＳＶＨＣ） Candidate List of SVHC for Authorization（認可対象候補物質） およびANNEX XIV（認可対象物質）	https://echa.europa.eu/web/guest/regulations/reach/candidate-list-substances-in-articles https://echa.europa.eu/authorisation-list
ＥＵ ＲＥＡＣＨ規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII（制限対象物質）	https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach
Global Automotive Declarable Substance List（GADSL）	http://www.gadsl.org
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	http://std.iec.ch/iec62474
EU 包装材指令	
Proposition65	プロポジション65リスト - OEHHA (ca.gov)
CPSIA	The Consumer Product Safety Improvement Act (CPSIA)	CPSC.gov
WEEE リサイクル情報提供対象物質	電気電子機器(WEEE)からの廃棄物-欧州委員会 (europa.eu)
米国金融規制改革法	
化審法	対象物質等一覧（METI/経済産業省）
労働安全衛生法	安全・衛生 ｜厚生労働省 (mhlw.go.jp)
ｵｿﾞﾝ層保護法	
地球温暖化対策推進法	
資源有効利用促進法	
大気汚染防止法	
水質汚濁防止法	

改 訂 履 歴 表		
改訂No.	改 訂 年 月 日	改 訂 理 由 お よ び 内 容
0	2025.04.04	制定
1	2026.09.17	1.(3)、「非含有保証書」⇒「保証書」へ変更 「要通知物質報告書」⇒ 「湖北工業株式会社 指定化学物質管理リスト リード端子_調査票」へ変更 2.副資材、「機械油、洗浄液、事務消耗品等」⇒「部材、一部の消耗品等」へ変更 表1. No.164 重複の為、削除 No.193からNo.301を新規追加 No.10,11,22,23,25,26,31,32,34,35,53,66,68,99,123,閾値を変更 No.37,121 対象用途を変更 No.107,108 対象用途,閾値を変更 No.22,36,49,50,67,124,73,74,75,87,98,102,124, 150,159,165,191 物質名の一部修正および追記 No.19,184 CASNo.追記 表2.「その他」を追加 表3.「長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LCPFACS)」⇒ 「ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩および関連物質 (C9～C21) 別名:長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LCPFACs)*例示であり、網羅ではありません」へ変更 「その他」を追加 表4. 5. 7. 注意書き文言の一部修正 表9. No. 1,4,5,8,9,10,11,12,13,16,17,20,21,22,25,30,31,32,45,46,49,57,59,60,66,67,68,69,70を表1.禁止物質へ変更 表9. No.23 対象用途を変更 表9. No.71,No.72,No.73を新規追加 表9. No.36「発泡スチロール EPS」用途および対象を「全用途」⇒「包装材を除く用途」へ変更 ・KOHOKUKOGYO_LT_Form2「湖北工業グループ 要通知物質報告書」⇒ 「湖北工業株式会社 指定化学物質管理リスト リード端子_調査票」へ名称変更および様式変更